

道路運送車両法関係手数料令の一部を改正する政令案要綱

第一 自動車の新規検査等を申請する者が国又は軽自動車検査協会に納めなければならない手数料の額を改めるものとする。 (第一条、第二条及び第三条第一項関係)

第二 この政令は、令和五年一月一日から施行するものとする。 (附則関係)